

九州大学附属図書館商議委員会規則

平成16年度九大規則第140号
制定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 6年 3月13日
(令和5年度九大規則第30号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学附属図書館規則（平成16年度九大規則第139号。以下「図書館規則」という。）第9条第2項の規定に基づき、商議委員会の組織、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 商議委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 図書館規則その他重要な規則の制定改廃に関すること。
- (2) 附属図書館の組織・体制に関すること。
- (3) 附属図書館の予算に関すること。
- (4) 学術情報の収集、管理及び利活用並びに図書館の利用環境に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事項に係る点検・評価及び改善に関すること。
- (6) その他附属図書館に関すること。

(組織)

第3条 商議委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 附属図書館副館長
- (3) 附属図書館医学図書館長、芸術工学図書館長及び筑紫図書館長
- (4) 附属図書館付設記録資料館長
- (5) 情報基盤研究開発センター長
- (6) 留学生センター長
- (7) 各研究院の教授のうちから選ばれた者 各1人
- (8) 基幹教育院の教授のうちから選ばれた者 1人
- (9) 各附置研究所の教授のうちから選ばれた者 各1人
- (10) 附属図書館事務部長

2 前項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 商議委員会に委員長を置き、附属図書館長をもって充てる。

第5条 商議委員会は、委員長が主宰する。

(議事)

第6条 商議委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 商議委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 商議委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第8条 商議委員会の事務は、附属図書館事務部図書館企画課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、商議委員会の運営等に関し必要な事項は、商議委員会が定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に九州大学附属図書館商議委員会規則（昭和25年4月1日施行。以下「旧規則」という。）の規定に基づき、商議委員会の委員に任命されている者は、この規則の相当規定に基づき任命されたものとみなし、任期の定めのある委員の任期については、旧規則

による当該委員会の委員として在任した期間を控除した期間とする。

附 則（平成16年度九大規則第228号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第17号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第128号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第106号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第153号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第56号）

1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

2 この規則施行後最初に任命される改正後の九州大学附属図書館商議委員会規則第2条第1項第9号の委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則（平成24年度九大規則第57号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第110号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第42号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第58号）

この規則は、令和3年11月10日から施行する。

附 則（令和5年度九大規則第30号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。